

身を質にして、錢十貫を得て主人の急を救ひ、身を苦しむる事いよくつとめて、四年にして又みづからあがなふて歸る、かへりて其家のやうをうかがふに、一つも甘ぐを見ずして、日々に其迫るを見る、つや又みづから身を質にする事前のごとし、此時に至りては主人夫婦年老力衰て、其身農業にたへず、されど外にたすくる人なし、つやは是を深く悲しみ、暑き日寒き夜、身には全き衣だに著ずして勤めうごき、色々に心を用ひ身をくだき、二年にして又みづからあがなひて家にかへり、専ら力を耕作に勵して、主人夫婦を養ふ、彼出て人につかふる事、凡五度、としを経る事二十六年、錢を得て主人をたすくること四十餘貫、皆自らあがなへり、その艱難辛苦おもひ遣るべし。○中略 安永四年、官府賞して錢若干を賜ふ。

〔孝義錄四十六〕忠義者まめ

まめは、大野郡北園村の百姓半藏が下女なり、年若きより眼をやみて、耕作はなりがたけれど、主につかふる事まめやかなりき、半藏が父を平助とて、其村の小庄屋役を勤めしに、もとより家貧く其役勤むる事もならで辭しけるが、あまたの家内なれば、人に仕へてすぎはひの助とせり、かかる困窮の中なれば、まめには衣あたふる事もなく、稀にあたふる時も、己が身にまとはず貯へをき主の飯米など盡ぬるとき、質にいれて艱難を救ひけり、目の療治もとゞかざれば、のちは目しるにひとしかりしかど、朝夕の食物までみづから調じてす、めしとぞ、半藏はまたいとけなくして、芝薪をもとりえねば、をのれは折々に山へ行、手さぐりしてとりかへり、又は作物のこやしをはこび、己が力にかなはぬことは、村の者の助をえ、牛などかりぬる時は、ことさらに其家のはたらきなどして、恩義を空くうくる事なかりしかば、村の者もなさけをかけ、むつましく交りけり、このよし領主に聞えしかば、天明二年九月、米をとらせて褒美せり。

〔藝備孝義傳一島〕紙屋町漆屋新七家來六兵衛